

駐車場の一部利用制限について（お知らせ）

宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部、大田原簡易裁判所庁舎改修工事に伴い、令和6年9月18日から令和7年2月28日までの間、裁判所構内の駐車場の利用台数が現在駐車可能な台数の半数程度に制限されています。

裁判所へお越しの際は、できる限り公共交通機関をご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、障がいをお持ちの方、高齢の方等、車いす対応の駐車場の利用が必要な方は、下記までお問合せください。

記

既に事件が係属しているときは、担当係

それ以外については、宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部、大田原簡易裁判所、大田原検察審査会（電話 0287-22-2112）